

市民の皆様へ（令和2年4月17日）

市民の皆さまにおかれましては、「新型コロナウイルス感染症」拡散防止のため、適切な行動を取っていただいていること、また様々なご配慮をいただいていることに対し、改めて感謝申し上げます。

4月16日に緊急事態宣言の対象地域7都府県に加えて北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を含めた13都道府県が「特定警戒都道府県」に指定され、さらに、奈良県を含めた全県が「緊急事態宣言」の「対象地域」として指定されました。

本市におきましても、感染拡大防止のため、また、こども達を守るため、これまで開園・開所しておりました保育所・幼稚園・放課後児童クラブを、4月22日の水曜日から、休園・休所とさせていただくことを決定いたしました。

なお、「保護者のやむをえない事情により保育等が必要な子どもさん」につきましても、引き続き受け入れをさせていただきます。

また、小中学校では、当面、登校日を見合わせることにし、小学校での児童の預かりにつきましても、あらためて保護者の皆様に家庭学習をお願いすることとしますが、やむを得ない事情がある場合は、引き続き、小学校でお預かりいたします。

次に、これまで開館しておりました「橿原市文化ホール（かしはら万葉ホール 貸館）」「橿原運動公園」「橿原市万葉の丘スポーツ広場」「東竹田近隣公園（多目的グラウンド）」「曾我川緑地（テニスコート・多目的グラウンド）」につきましても、4月21日の火曜日から、利用を休止させていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、令和2年4月3日に医療機関へのマスクの配布をお知らせしておりますが、さらに市内の保育所、幼稚園、こども園及び認可外保育施設に対し、5000枚のマスクを配布いたします。

市民の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願いするとともに、引き続き不要不急の外出を控えていただき、密閉空間・密集場所・密接場面を避け、マスクの着用、手洗い、うがいなどにご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年4月17日

橿原市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長・橿原市長 亀田 忠彦